

令和7年12月18日

第30回総会議事録

福島市農業委員会

事務局長 ご案内の時間となりましたので、中村 謙一 会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (会長から開催に先立ちあいさつ)

事務局長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

次長 14番 渡邊正芳委員、18番 柴田徳男委員、21番 半澤幹夫委員、22番 阿部哲也委員より欠席の旨、届出がありました。

議長 事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、20名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第25期、第30回総会を開催いたします。福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

10番：油井妙子委員、23番：佐藤裕一委員を指名いたします。

議長 なお、本日の会議書記には事務局職員の河野主事を指名いたします。福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。

議長 会期は、本日午後4時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご異議ございませんので、会期は本日午後4時30分までと決定いたします。

次長 議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

【議案第1号から報告までを上程する。(94件)】

議長 合計94件、令和7年12月18日提出、福島市農業委員会会長 中村 謙一 以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

次長 議案書の2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転12件、貸借権設定10件、使用貸借権設定1件、計23件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。

議長 区域番号1番、整理番号1番から4番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番(発言を求める。)

議長 柴山委員(発言を許可する。)

3番 整理番号1番から4番まで、全て所有権移転の申請であります。1番は、譲渡人と譲受人は親戚関係でして、平成14年に譲受人から譲渡人に贈与された土地でありましたが、今回譲渡人が耕作しないということから、譲渡人にこの土地を再び戻すための申請です。譲受人の息子さんも一緒に耕作する予定で、自家消費の野菜と花木を栽培予定です。整理番号2番は、譲渡人の友人が近くで会社経営しておりまして、その会社に勤めている譲受人が水田を購入する申請です。自家消費栽培には面積が大きいです。譲受人は兄弟3人でいて、全員近所に住んでおり、それぞれ結婚して食べ盛りの子供たちが多いため、兄弟で力を合わせて

耕作し分配するそうです。農機具等は、譲渡人の友人が貸してくれるという事です。3番は譲渡人と譲受人は親戚で、贈与する申請です。4番は、譲受人が耕作している水田の、隣の水田を所有している譲渡人との売買する案件で、譲受人は、耕作の利便性と規模拡大も図っているものと思われます。以上、1番から4番までは、区域協議会では、要件を満たしておりすべて問題がないと判断をいたしましたので、皆様ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号2番、整理番号5番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求め。）

議長 山岸委員（発言を許可する。）

7番 整理番号5番について説明いたします。譲渡人は、高齢で施設に入所しており、長男と孫がいますが、農業を行わず、土地を処分したいという相談がありました。この土地は、6年前ほどから譲受人が耕作していましたが、退職を経て、取得するそうです。すでに譲受人が耕作しているので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号4番、整理番号6番から10番までの5件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

11番 議長11番（発言を求め。）

議長 菅野委員（発言を許可する。）

11番 整理番号6番から10番まで説明いたします。まず6番であります。今回の譲受人は、キュウリに専念し、注力している方です。今後譲受人の息子さんも就農するという話もあり、規模拡大を考えている際に、農地を見つけたので借りたいと申請をした件です。7番は譲受人の農地が隣接しており、以前からこの農地を欲しいと考えていたそうで、申請した案件です。次に8番は、今後譲受人は申請地の近くに一軒家を借りまして、そこを中心に、営農をするという事です。次の9番は、譲受人と譲渡人は姉弟の関係で贈与を受ける件で、イチジクを栽培していらっしゃいます。10番は、譲受人はかなり大きく水稻栽培をしている方です。経営規模のための申請です。全て周辺の営農に支障を及ぼすとは思えず、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号5番、整理番号11番から19番までの9件、判断基準の詳細は別添「調査書」の

- とおりで。よろしくお願いいたします。
- 17番 議長 議長17番（発言を求める）
古関委員（発言を許可する）
- 17番 議長 整理番号12番から19番については、私の家族の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。
議事を一時休議します。17番 古関委員、一時退席願います。
（一時退席する）
- 議長 それでは議事を再開します。
調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
- 15番 議長 議長15番（発言を求める。）
安齋委員（発言を許可する。）
- 15番 議長 整理番号11番は、譲受人は申請地の隣の水田を耕作しており、経営規模を拡大をするための申請です。整理番号12番から19番について説明いたします。これは全て、利用権の賃借期間が満了し、農地法第3条の申請をし、更新する件です。整理番号12番は先月末、13番から19番までは、7月末に満了を迎えたものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
- 議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕
- 議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
- 次長 区域番号7番、整理番号20番から23番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
- 議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
- 23番 議長 議長23番（発言を求める。）
佐藤委員（発言を許可する。）
- 23番 議長 整理番号20番は、譲渡人は5年前に病気を患い営農できない状況だったため、売りに出していました。譲受人が経営をしている会社の資材置場の隣接地で、元々農業に興味があったそうで、今回取得申請となった案件です。譲受人はブルーベリーを中心に、そのほか柿や栗の作物、さらには白菜や玉ねぎの野菜を栽培する計画です。また近くに知り合いの農家の方が出て、その方から様々な栽培指導等を受ける予定です。周辺は、梨などの果樹地帯ですので、周辺の農地への支障はない事から区域協議会では問題なしと判断いたしました。
整理番号21番は、譲受人は今年7月の総会に、この当該農地の地続きの農地を使用貸借で貸借を行っていますが、今回規模拡大をしたいということで、遊休地であった地続きの農地の使用貸借権設定の申請をしました。前回と同様にサツマイモの栽培を予定されています。
整理番号22番は、譲渡人が保全管理をしていた農地です。譲受人は外国籍の方で、今年の5月の総会に申請地の隣接地の農地を取得しており、規模拡大するための申請です。前回同様、ももを栽培を予定しています。今まで取得をしている各農地につきましても、しっかり管理をしているそうです。
23番は、譲渡人は後継者もいなく、農地を整理しようとして以前から考えており、自宅前の農家に相談したいそうですが、その息子にあたる人が農業に興味があり、新規就農者として、今回この土地を取得する案件です。比較的栽培しやすい栗の栽培を予定しており、周辺は梨

畑が多く隣接しておりますので、周辺農地に支障がないと思われることから、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から23番までの23件、原案のとおり許可と決定いたします。

17番 古関委員が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。

(入室、着席する。)

議長 それでは議事を再開します。

次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

次長 議案書の7ページをご覧ください。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転1件、使用貸借権設定1件、計2件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号4番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

11番 議長11番(発言を求める。)

議長 菅野委員(発言を許可する。)

11番 整理番号1番について説明いたします。まず譲渡人と譲受人の関係は、義理の息子でございまして、分家住宅を建てる申請であります。申請地付近はかなり住宅が増えておりますが、地域の営農に対して影響はないと区域協議会では判断いたしました。

ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号5番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15番 議長15番(発言を求める。)

議長 安齋委員(発言を許可する。)

15番 整理番号2番についてですが、譲受人の自宅までは10mの細い通路しかなく、舗装したいと計画し、申請した案件です。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

次長 議案書の8ページをご覧ください。議案第3号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、福島市長より計画（案）に対する意見を求められた案件です。いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。

9ページ、区域番号2番、整理番号1番から4番までの4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお祈りいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 山岸委員（発言を許可する。）

7番 整理番号1番から4番について説明いたします。整理番号1番の借受人と貸付人は親子で、すでに現地にはももが植えられていました。父の名義の畑を、農地バンクを通して息子が借りるという案件です。続きまして整理番号2番ですが、借受人は外国籍のかたで、3人ほどで耕作し農業機械等は全て揃っているそうです。整理番号3番は、貸付人は基盤整備された頃は耕作しておりましたが、最近は施設に入所し耕作できない状況だったそうです。借受人は自分で耕作したいということで申請をしています。整理番号4番は、借受人が保安全管理をしている農地であり、周辺の営農に問題ないことから、4件とも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお祈りいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号4番、整理番号5番から7番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお祈りいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

11番 議長11番（発言を求める。）

議長 菅野委員（発言を許可する。）

11番 整理番号5番について説明いたします。はじめに5番ですが、最近借受人はした方で規模拡大するための案件です。整理番号6番は、貸付人が入院して耕作できなくなったため、借受人に貸して耕作してもらおうという申請です。次に7番は、借受人は地区で大きく畑で果樹類を栽培しており、申請地は徒歩2分圏内にあるそうです。3件とも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお祈りいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号7番、整理番号8番から10番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろ

しくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番 議長23番（発言を求め。）

議長 佐藤委員（発言を許可する。）

23番 整理番号8番は、相続後7年にわたり保安全管理されていた土地で、借受人は地域で非常に規模拡大しており、さらに規模拡大をするために申請をした案件です。スナップエンドウの栽培をする予定で、区域協議会では問題なしと判断いたしました。9番は、借受人が住んでいる地域でも土地は探していたんですが、なかなか見つからず相談していたところ、申請地があったということで貸し借りをする申請です。すでに圃場整備も進めておりまして、区域協議会では問題なしと判断いたしました。10番は、借受人は県外在住ですが、実家は福島市にあり、定年退職後は、実家に戻り営農する計画で、農地を探していたと相談していたようです。ブルーベリーを栽培予定で、観光農園のような経営を考えているということです。また区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第3号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。

次に、報告を事務局よりお願いします。

次長 議案書11ページ、報告第1号から26ページ報告第6号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。

議長 これで本日の議事を全て終了いたします。

閉会のことばを、尾形会長代理よりお願いいたします。

会長代理 〔尾形会長代理より閉会の言葉〕

慎重審議ありがとうございました。

これで、第30回総会を終了いたします。

(午後3時30分)

令和7年12月18日

これは、福島市農業委員会第30回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 中村 謙一

議事録署名人10番 油井 妙子

議事録署名人23番 佐藤 裕一